

解体工事の騒音・振動等に対する 近隣住民からの苦情が増えています！

- 「事前に解体工事があることを知られていなかった」、「工事が始まっただけで近隣への配慮が足りない」といった近隣住民からの苦情が増えています。
- 声は、解体工事によって生ずる騒音や振動を未然に防止するために、「音域」における騒音物の解体工事に関する指針を策定しました。
- 建築物の解体工事を行う場合は、関係法等の遵守はもとより、この指針により適正な施工を行い、近隣関係住民の生活環境に影響を及ぼさないよう十分配慮してください。

指針の概要について解説します

① 近隣関係住民の苦情の発生を抑制

- (1) 解体工事 建築基準法施行令に定める構造耐力上主要な部分(たとえば建築物の基礎、壁、屋根、壁、柱、小梁、土台、床、壁、はり等)の全部又は一部を壊す工事
- (2) 隣接関係住民 解体工事に係る建築物の外壁面からその高さと同じ高さの範囲内に居住する者
- (3) 近隣関係住民 解体工事に係る建築物の敷地境界線からその高さの2倍の水平距離の範囲内に居住する者

《図1》 解体建築物の高さが1.5mの場合



② 近隣関係住民の苦情の発生を抑制

- (1) 解体工事による振動等の合計が80平方メートル以上のもの
これは、解体工事に係る資材の再資源化等に際する法律(廃棄物・資源リサイクル法)の届出対象と同一です。
- (2) 騒音規制法、振動規制法の規定により特定建設作業の実施の届出を伴うもの
特定建設作業とは、「建設工事として行われる作業のうち、新しい騒音・振動を生ずる作業であって、法令で定めるもの」を指します。たとえば、土留機を使用する作業(掘削)、ブレーカーを使用する作業(振動)などが対象です。

③ 事前調査

解体工事を適切に施工させるためには、敷地状況・近隣状況・使用機器などの状況を把握して解体工事の計画を立てる必要があります。解体工事には騒音、振動、防犯など近隣に与える影響が深刻に大きいので、使用機器・解体工事の進捗のうえからも関係及びその周辺の状況を調査して、工事開始中に事故や周辺への影響に關し、十分配慮した対策を立てる必要があります。

④ 解体工事に関する事前説明

事前調査・事前計画を踏まえて、関係関係住民に建設リサイクル法や特定建設作業の届出の期に説明会等の方法で、事前説明を行うことで苦情を減らすように努めてください。また、近隣関係住民から苦情の発生があった場合は、関係関係住民に説明した内容と関係の事項について説明してください。

⑤ お互いの理解

解体工事により、その建物に生息しているおむすび等が逃げ出し、近隣に迷惑をかけることがあります。事前に必ずおむすびの状況を調査し、生息しているときは駆除してください。なお、駆除等に当たっては、近隣関係住民へ通知するようお願いいたします。

⑥ 関係関係住民の苦情の発生を抑制

関係関係住民の苦情の発生を抑制するため、近隣関係住民からの苦情等の窓口として大切なものです。解体工事を行う現場の責任者、連絡先などは、近隣関係住民からの苦情等の窓口として大切にしてください。また、関係関係住民から苦情の発生があった場合は、関係関係住民と関係の事項について説明してください。

⑦ 近隣関係住民の苦情の発生を抑制

① 仮囲い・養生シート等による十分な遮音防止
工事現場立へのお気遣い防止のため、仮囲い・養生シートを設けるとともに、十分な遮音防止をほかにすることが必要です。また、養生シートとしては、防音パネル・吸音シート等の設置をお願いします。

② 低騒音・低振動型の機械の使用、騒音・振動の測定

低騒音・低振動型の機械の使用に努めてください。問題に学校・病院等がある場合は近隣住民からの苦情があった場合は、騒音・振動の測定をお願いします。

③ 建設工事又は月間工事の作成

建設工事等の作成は、近隣住民への工事内容の事前説明として必要です。また、関係関係住民がそれぞれ現場へ説明することにより、解体工事に対する理解が得られ、苦情発生への防止にも効果が及びます。

周辺住民の身になって

細かい心遣いを！

- 解体工事を行う際には、近隣関係住民の苦情を減らすことだけでなく、十分な配慮も必要です。また、関係関係住民から苦情の発生があった場合は、関係関係住民に説明した内容と関係の事項について説明してください。
- 解体工事中に苦情を受けられた場合は、相手方と十分話し合うなど迅速な対応に努めてください。

